

令和4年神審第19号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、令和4年4月7日その管轄を横浜地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年4月25日14時15分

愛知県三河港

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

登録長 3.02メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、2人が乗った知人の水上オートバイ1隻とともに、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和3年4月25日10時00分愛知県蒲郡市所在のマリーナ（以下「マリーナ」という。）を発し、同県橋田鼻沖合を東行し、愛知県形原漁港前面の水域で遊走した後、同県三河大島に向かった。

ところで、名古屋地方気象台は、同日05時35分三河港を含む東海海域西部に海上強風警報を発表し、同内容は北西風が次第に強まり、最大風速は15時までに30ノットに、21時までに35ノットに達する見込みというものであった。

発航に先立ち、a受審人は、東海海域西部に海上強風警報が発表されていたが、マリーナ付近の海面が穏やかであったことと、平素、知人の水上オートバイと遊走する際、同水上オートバイの操縦者（以下「操縦者」という。）が気象情報を入手していたことから、自身で同情報を入手する必要はないものと思い、携行していたスマートフォンで海上警報の発表状況を確認するなど、気象情報の入手を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、11時00分三河大島に到着して昼食をとった後、同島北方の蒲郡市所在の複合レジャー施設前面の水域で遊走することとし、13時00分三河大島を発進し、13時15分同施設前面の水域に至ったところ、複数の水上オートバイが遊走していたことから、形原漁港前面の水域に向かった。

a受審人は、13時45分形原漁港前面の水域に到着し、知人の水上オートバイとともに遊走を始め、14時00分同水上オートバイの

同乗者（以下「同乗者」という。）を自船に移乗させて遊走を続け、14時15分少し前三河港形原東防波堤南灯台（以下「形原灯台」という。）から146度（真方位、以下同じ。）1,200メートルの地点で、針路を013度に定め、毎時20キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）から増速しながら、進行した。

こうして、a受審人は、増速を続け、14時15分形原灯台から140度1,100メートルの地点において、Aは、原針路のまま、毎時80キロの速力となったとき、左舷船首方からの高起した波を受けて右舷側に大きく傾斜し、同乗者とともに右方へ投げ出された。

当時、天候は晴れで風力4の西風が吹き、視界は良好で、潮候は上げ潮の中央期にあたり、東海海域西部に海上強風警報が、蒲郡市に強風注意報がそれぞれ発表されていた。

その結果、同乗者が中心性頸髄損傷を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件同乗者負傷は、海上強風警報が発表されている状況下、発航する際、気象情報の入手が不十分で、三河港で遊走中、高起した波により、同乗者が投げ出されたことによって発生したものである。

a受審人は、海上強風警報が発表されている状況下、発航する場合、携行していたスマートフォンで海上警報の発表状況を確認するなど、気象情報の入手を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、マリーナ付近の海面が穏やかであったことと、平素、知人の水上オートバイと遊走する際、操縦者が気象情報を入手していたことから、自身で同情報を入手する必要はないものと思い、気象情報の入手を十分に行わなかった職務上の過失により、東海海域西部に海上強風警報が発表され

ていることに気付かずに発航し、三河港で遊走中、高起した波により、同乗者とともに右方へ投げ出される事態を招き、同乗者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 2 月 2 日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 前 田 昭 広

審判官 下 條 正 昭

審判官 池 田 博 美